川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１１月９日

川越市長　森田　初恵

川越市条例第３８号

川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「３３万６，０００円」を「３４万６，２４８円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（次項及び附則第３項において「新条例」という。）第３条第３項の規定は、令和７年４月１日から適用する。

２　新条例第３条第３項の規定を適用する場合においては、改正前の川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例及びこれに基づく規則の規定に基づいて支給された給与は、新条例及びこれに基づく規則の規定による給与の内払とみなす。

３　前項に規定する場合においては、令和７年４月１日からこの条例の施行の日の前日までに退職した者に川越市職員退職手当条例（昭和３８年条例第２４号）の規定に基づき既に支給された退職手当は、新条例及びこれに基づく規則の規定の適用により支給することとなる川越市職員退職手当条例の規定による退職手当の内払とみなす。